

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月29日から平成32年9月28日までの3年間

2. 内 容

目標1 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

<対策>

- 平成29年9月29日～ 子どもの出生時における父親の特別休暇及び有給休暇の取得促進について周知徹底を図る。

目標2 育児休業を取得しやすい環境の整備等

<対策>

- 平成29年9月29日～

1、育児休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料や情報を職員に提供し、制度の周知を図り、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

目標3 超過勤務の縮減の推進

<対策>

- 平成29年9月29日～

1、定時退勤の推進

- ① 定時退勤を推進し、ノー残業デーなどの一斉退勤日の設定等を検討する。
- ② 夜間及び休日等の会議、各種事業等への出席については、必要最小限とするように指導徹底を図る。

- 平成29年9月29日～

2、職員の健康保持と時間外勤務の縮減の意識啓発等

- ① 部署ごとの超過勤務の状況を把握しヒヤリング等を行う。

目標 4 休暇の取得の促進

<対策>

●平成 29 年 9 月 29 日～

1、年次休暇の取得の促進

- ① 職員の年次有給休暇の取得促進について周知を図る。
- ② 安心して職員が年次休暇の取得が出来るよう、事務処理において相互の応援ができる体制を整備する。